

営業秘密の不正な持ち出しは犯罪です！

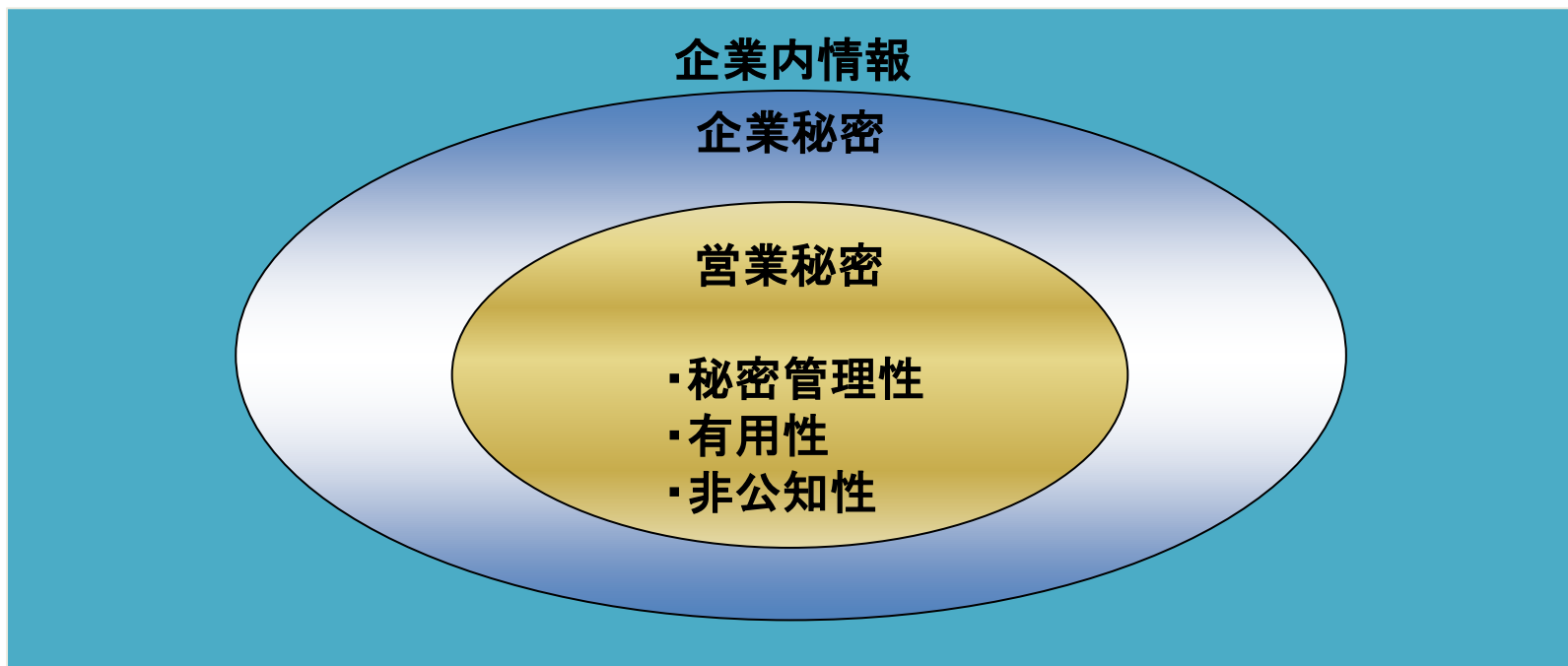
平成25年3月



# 営業秘密とは ～企業秘密との違い～

---

- 企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等は、「企業秘密」といわれることがあります。
- 「営業秘密」は、このような「企業秘密」とされる情報と重なることが多いですが、不正競争防止法上の要件(秘密管理性、有用性、非公知性)をすべて満たしたもののみが「営業秘密」に該当します。



# 営業秘密侵害罪の概要

## 営業秘密侵害罪の概要

原則として、事業者の営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、不正取得、領得、不正使用、不正開示のうち一定の行為について、**個人については10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金**(又はこれを併科)を、法人については3億円以下の罰金(両罰規定)を科すこととしています。

日本国内で管理されていた営業秘密を、国外で不正使用、不正開示した場合も処罰対象となります。

(参考)

不正競争防止法上、営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法・販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(不正競争防止法第2条第6項)とされており、以下の3要件を満たすことが必要。

### ①秘密として管理されていること(秘密管理性)

- ・情報にアクセスできる者を制限すること (アクセス制限)
- ・情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること (客観的認識可能性)

### ②有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性)

当該情報自体が客観的に事業活動に活用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくてもいい。

### ③公然と知られていないこと(非公知性)

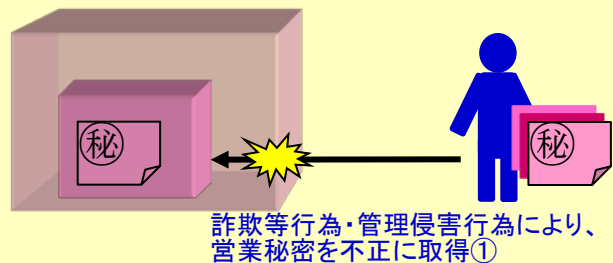
保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。



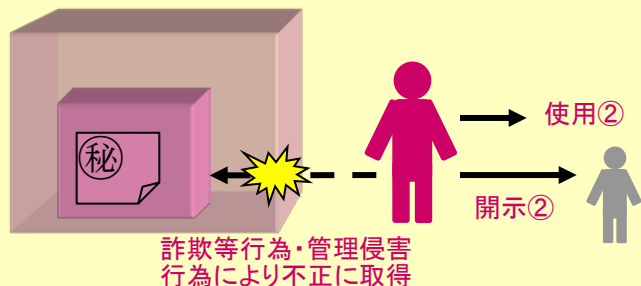
# 営業秘密侵害罪の類型（不正競争防止法第21条第1項）

（参考）

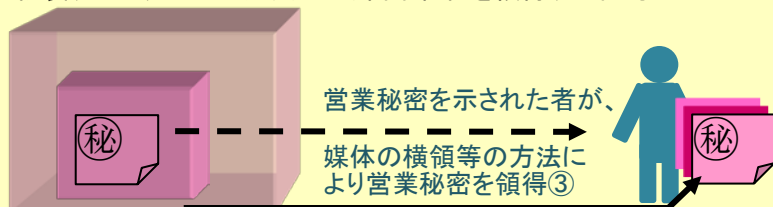
（1号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為



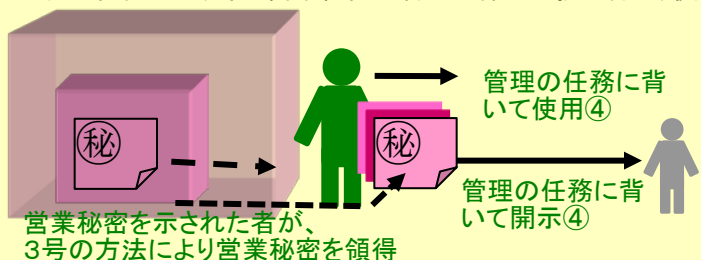
（2号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為



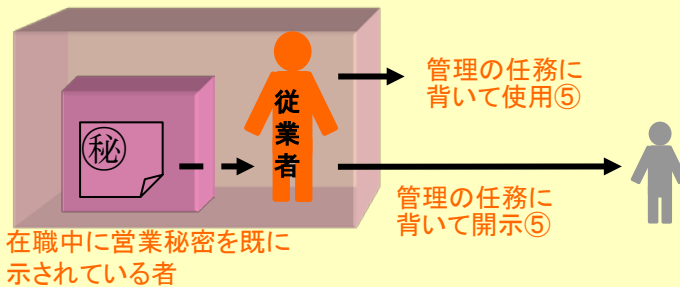
（3号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



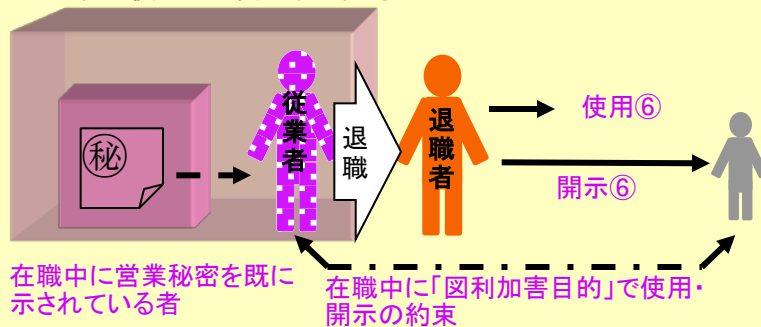
（4号）営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



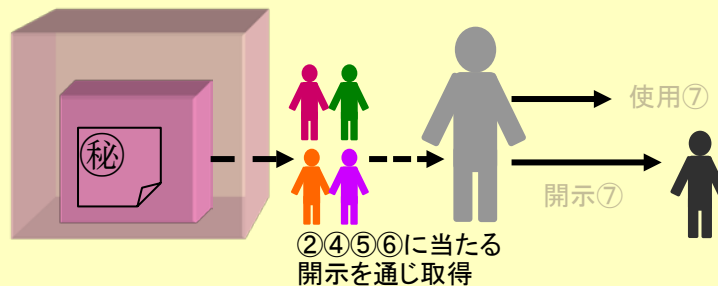
（5号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



（6号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



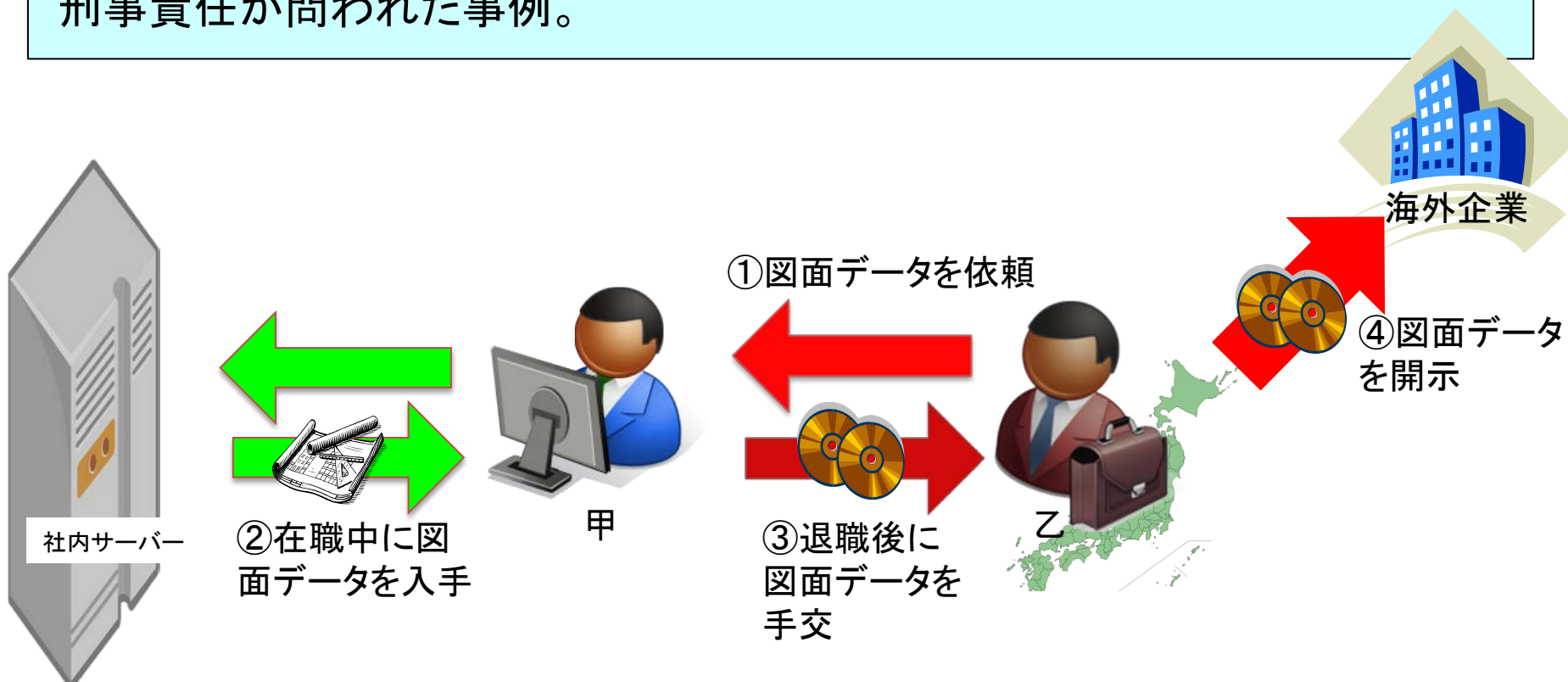
（7号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為



# 営業秘密侵害による摘発事例(技術情報)

## 事案の概要

国内機械メーカーの元従業員甲が在職中に乙(関連会社元従業員)の依頼を受け、会社のサーバーにアクセスし、営業秘密として管理されていた図面データをハードディスクに保存。甲は同社を退職した後、データを複製したCDを乙に手交。その後、乙が海外の競合企業に当該図面データを郵送。これら一連の行為について、不正競争防止法違反(営業秘密の不正開示)の刑事責任が問われた事例。

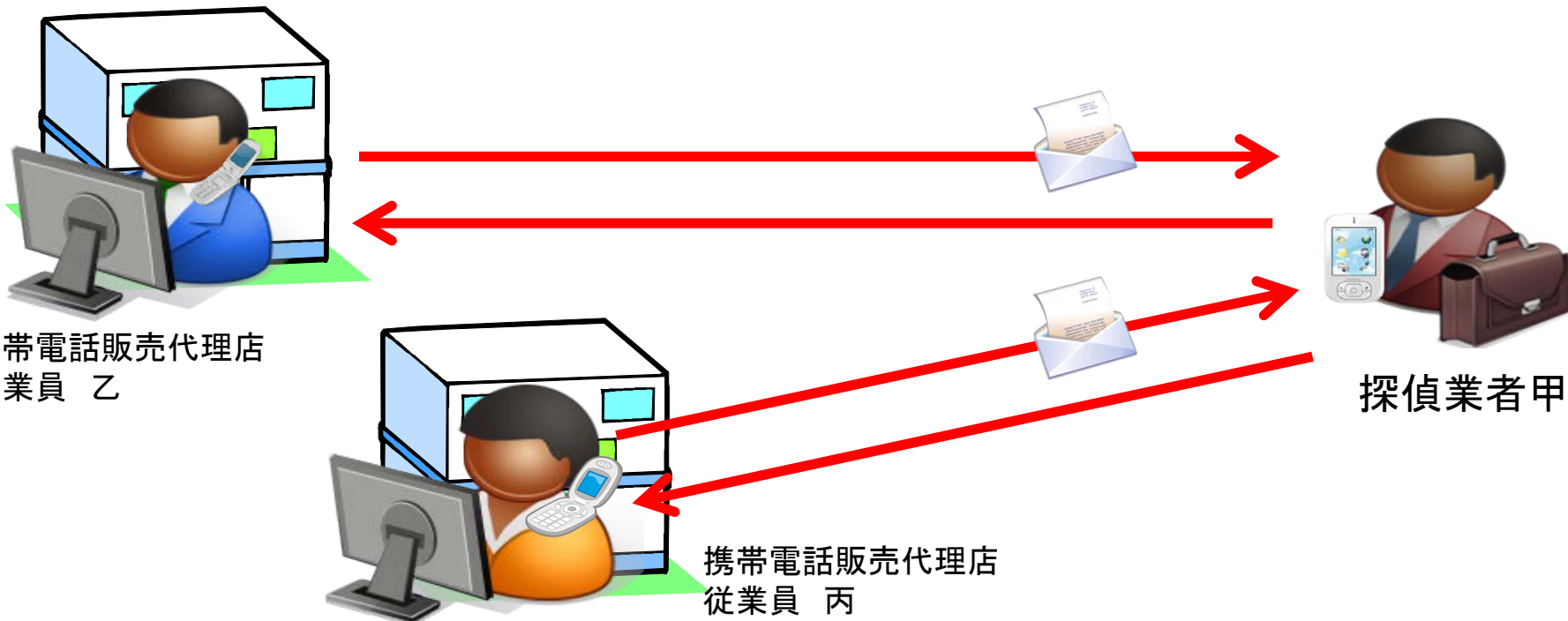


# 営業秘密侵害による摘発事例(顧客情報)

## 事案の概要

探偵業者甲の依頼を受けて、携帯電話販売代理店の従業員乙と丙が営業秘密として管理されていた契約者情報を漏えいさせた事例。

乙らは店舗の端末画面に表示させた契約者情報を自分の携帯電話に入力し、メールで甲に送信していたとして、不正競争防止法違反(営業秘密の不正開示)の刑事責任が問われた。



**安易な営業秘密の漏えいは  
大きな代償となります・・・**

